第十一回中央委員会 19春闘方針確立!!

二月六日、七日に第一一回中央委員会を「シーパレス日港福」において、中央委員、オブザーバーを含め二百十四名出席のもと開催した。

議長団に藤崎良治（全港湾）、上村翔大（検定労連）の両中央委員を選出し、（第一号議案）一八秋年末闘争の主な取り組み経過、（第二号議案）一九春闘方針、（第三号議案）全国港湾規約、綱領、規定（規程）の改定について、審議を行いすべての議案について満場一致で採択した。

中央委員会は、昨年から今年にかけて港湾労働者の重大災害が頻発しており、不慮により亡くなられた方に対し、ご冥福を祈り黙祷を捧げ開催された。

はじめに真島副委員長は開会挨拶で「全国港湾に結集する各労働組合が情報を共有しながら賃金をかちとれるかがこの春闘である。全国で一体となってたたかう港湾春闘、多くの職種を乗り越えて賃上げ解決までたたかいぬく方針を確立したい。トラックの事業法が改正された。国土交通省が標準的な運賃に利潤を足して徹底して告示していく事が決まった。届出料金の前の時代に戻して、認可料金制度の復活です。労働組合と全日本トラック協会、労使が一体となって、全ての政党にはたらきかけて成立した。これを港湾の業界にできない事はない。先週、沖縄で事前協議を完全に無視して強行荷役を行う暴挙があり、港湾労働の事前協議制度の根幹を揺るがす大問題が発生した。この事は、単に沖縄だけの問題ではなく、全国に課せられた、非常に重い課題である。これらを含めて、二日間、問題になっている多くの課題を一体となって走破していく事が、全国港湾に課せられている。活発な討議をお願いする」などと述べた。その後、資格審査報告と成立を確認、議長団を選出し、本委員会を開会した。

引き続き、中央執行委員会を代表して糸谷中央執行委員長が挨拶を行い、玉田書記長が、第一号議案から第三号議案の一括提案を行った。その後、問に質疑応答を挟み、第四号議案の提案を行った。

質疑応答では、延べ十五名の委員から基本的に原案を支持・補強する立場から、事前協議問題、自動化問題、通過貨物対策、指定事業体にわたり発言があった。また、各単組書記長による単組での一九春闘の取り組みなどの報告と決意表明を行い、熱心な議論が展開された。

その後、糸谷委員長の総括答弁を受け、中央執行委員会提出議案の採択を行い、満場一致で確認された。

一九春闘の具体取組として、二月十九日（火）午後から第一回中央港湾団交

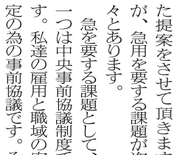

糸谷委員長挨拶

中央執行委員会を代表いたしまして、第十一回中央委員会へのご挨拶、或いは、皆さんへのお願いを致したい思います。

議案に於いて多岐に亘った提案をさせて頂きますが、急用を要する課題が次々とあります。

急を要する課題として、一つは中央事前協議制度です。私達の雇用と職域の安定の為の事前協議です。それは港湾の利用者が日本港運協会を介して私共と協議をする。その結果は利用者に対して制約を掛けていき、私共の雇用と職域の安定を優先させる為の制度でございます。

一時、アメリカ政府が問題視しましたが、最終的には、港湾労働者の雇用と職域に関係するものについては、競争制限法の適用除外、急用を要する課題が次々とあります。

急を要する課題として、一つは中央事前協議制度です。私達の雇用と職域の安定の為の事前協議です。それは港湾の利用者が日本港運協会を介して私共と協議をする。その結果は利用者に対して制約を掛けていき、私共の雇用と職域の安定を優先させる為の制度でございます。

一時、アメリカ政府が問題視しましたが、最終的には、港湾労働者の雇用と職域に関係するものについては、競争制限法の適用除外、制限の制度だから、競争制限の適用除外ということで今日まで続いている訳です。

先般の沖縄で自衛隊の貨物は、そういう話を無視した提案をさせて頂きますが、急用を要する課題が次々とあります。

港湾の労働環境はお世辞にも良いとは言えない。せめて賃金ぐらいは良くしなければ労働者は集まらない。賃金を良くするためには元請けや船社、荷主から降りてくる料金を増やす必要があり、産業の活性化、魅力ある港湾を取り戻すためには末端まで行き届く料金が必要だ。港湾料金を取るために行動が必要であり、組合だけではなく産業として動き、労使の立場を超えて同じ方向に向かないと前進しないと思う。

私は紙製品に特化するのであれば、考える余地はあるとの考えで協議を進めている。三島川之江港港運協議会も「紙製品以外は行わない」との発言もあるが、実際には紙製品以外の物を運んでいる実態もある。また、この問題については全国港湾の力を借りる時もあるのと思うので、その時はお願いしたい。

シノコー、ヒュンガの統合問題について、四国においては高松港で労使協議会を開催した。そこで私が確認書を作成し、労使で合意し調印した。

シノコー、ヒュンガの統合に関しては四月から運用開始と聞いているので、四国の各港において高松港の内容を適用させる方向で動いている。

沖縄地区港湾の事前協議に対する行動について、敬意を表したいと思っている。労働組合だけが事前協議を守っていく認識だけでなく労使で守っていくという事を認識しなければならない。事前協議の在り方を全国に認識させるという意味でも全国港湾が日港協に対して提言してほしい。事前協議を労使で守っていく意識を持たせるためにも日港協に厳しい追及を行ってほしい。

いただき感謝している。長年の悪しき慣習が常態化している現在、解決には大変難しい問題だと思っているが、地元でも関係各社や当事者がすべて理解し、改善できるように運動を進めていくので、今後も解決に向けた指導をお願いしたい。

一九春闘の取り組みの柱について、交渉の進展を図るためにストライキを背景に交渉を進めるが、港湾産業の重要性を日本国民がどれだけ理解しているか。物流を利用、維持、管理していくにはそれなりの料金が必要と訴え、港湾産業に興味を持たせる必要がある。行動の内容で、平日のストライキの方がインパクトがあり、社会注目を集まる。その時こそ、我々の主張を訴えていくチャンスにつながるのではないだろうか。

全港湾　橋崎中央委員

坂出港の問題で、今年に入って作業量が少なくなって月のうち五日くらい就労しない日がある。このような中で四国港湾としては職場を守るため色々と考えているが、力を借りなければならないときは是非ともお願いしたい。

一九春闘の要求書の中には坂出港の問題が一切入っていないが、当該の思いとしては国策による雇用問題と認識している。同時に自港協にも責任があると思うことから、労使で港湾政策に対して雇用問題が発生しないように問題提起するためには要求書に記載していただきたい。

三島川之江港の問題について、国民民主党の玉木議員がガントリーの設置とRORO船の専用岸壁の整備を要請している。組合としては「ガントリーの設置や岸壁の整備をするなら指定港とすべき」と主張しているが、個人的には異を唱える。既存の指定港を整備し、三島川之江港については整備するなどの要望を強く出すべきと考える。今現在、三島川之江港と港運協会の協議を毎年やっているが、

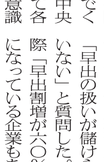

全港湾　坂本中央委員

能代運輸の新規参入、その後の限定解除について、昨年末に松本委員長代行と

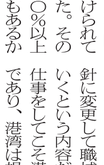

全港湾　新妻中央委員

自然災害から労働者を守る対策について、一九春闘要求書の中に盛り込んでくれたことに感謝する。中央で要求することによって各港、各店社労使の防災意識が高まりマニュアル作りに繋がっていくと思っている。

諸労働条件の整備による職場環境の改善についての「時間外割増率の設定」について、以前提案された際、「早出の扱いが謳われていない」と質問した。その際「早出割増が六〇%以上になっている企業もあるから明記していない」との答弁を受けた。すぐに実態を調べたが、六〇%を超えている企業はあまり見受けられず、後の中執で「確認しながら検討を行い、取扱いについてまとめていきたい」との返答をいただいた。

今年の要求書の中にも割増率が提案されていて、早出部分が含まれていないことについて、再度、考え方を聞かせてほしい。

通過貨物対策について、これまでの「港に貨物を」という方針から「荷物に労働者が付いていく」という方針に変更して職域を守っていくという内容だが、港で仕事をしてこそ港湾労働者であり、港湾は規制で守られている部分もあり、外に出ていくことにより後の規制緩和に繋がりかねない。

倉庫沿岸で考えると港湾の空洞化や、山側に行くことによる料金の採算が合わないことが予想される。港頭地区に貨物を呼び込んで仕事をし、業績に繋げていくようにしないと、将来的には規制緩和の対象になる危惧しているので、あらためて考えてもらいたい。

綱領について、全国港湾として日々「安全なくして労働無し」という事を常日頃から言っているので、「安全作業の優先」という言葉を入れていただきたい。

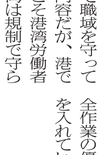

全港湾　中山中央委員

独禁法について、労使があっせんを始めているが、産別最賃が独禁法に抵触すると日港協が言っている以上、積極的な運動とマスコミ利用、世間一般に知らしめるための街頭宣伝などを視野に入れながら一九春闘をたたかうべきと考える。

宮部中央委員の関連発言で、大阪でも二十年前ほどにコンテナの洗浄問題が出た。その際に洗浄料金をもらっていたが、今は行っていない。大阪ではコンテナ内部が濡れていたら絶対に取らない。汚れていたらターミナルで洗うのが当たり前であり、汚れたものを輸送するだけで、ドアの開け閉め等はしない。ここに洗浄の責任があるかという、荷主の責任である。契約上ではドライバーはコンテナを運ぶだけである。

全国港湾の規約について、全港湾としては各地本が議論して、全港湾の中央執行委員会で一つの案を決め、全国港湾に提起するというスタイルが望ましく思う。

各単組からの意見を集約、議論し、九月の定期大会時に提案すればスムーズに改定できると思うので、検討していただきたい。

各地区・単組で色々な事情があるとは思うが全国港湾の旗の下、一致団結することが必要である。

港湾の労働環境はお世辞にも良いとは言えない。せめて賃金ぐらいは良くしなければ労働者は集まらない。賃金を良くするためには元請けや船社、荷主から降りてくる料金を増やす必要があり、産業の活性化、魅力ある港湾を取り戻すためには末端まで行き届く料金が必要だ。港湾料金を取るために行動が必要であり、組合だけではなく産業として動き、労使の立場を超えて同じ方向に向かないと前進しないと思う。

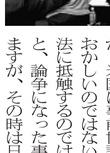

全港湾　宮部中央委員

名古屋港におけるコンテナの洗浄問題について、先日、竹内中執と松永中執に名古屋港の実態調査を行っ

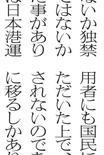

大港労協　三宅中央委員

事前協議について、全国港湾の運動の要は事前協議なしには考えられないと思っている。沖縄の件については許されないが、事前協議そのものが形骸化されつつあるのではと思っている。二者二者協議の中心である日港協が権威をもってやろうとしていない。日港協が船会社や荷主の事ばかり考え、労働環境の整備等を全く議論しようとしない。日港協の今年の年頭あいさつにもあったように「ターミナルが分散しすぎて、AI化や自動化が進まない」この発想はいいが、我々の雇用や職域の話が出てこない。色々なものを見ると、港湾の労働環境等は変えないと出ているが、こんなことは考えられない。中央事前協議の仕組みの中で、各単組の書記長だけの部分でやって、しっかりとした事前協議の仕組みの中で、各単組の書記長だけの事前協議がそれぞれ行われている。そもそも当事者が参加するのは当たり前ではないのか。

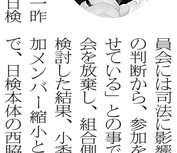

全港湾　上條中央委員

係争中であれ、自分たちが間違っていないと思うのであれば、どんな席であろうとも座ってほしいと思う。引き続き、検数検定小委員会を開催し促進を図っていただくとともに、せめて小委員会だけでも開催してほしく思う。

組まない旨の方針を変更するものではない」と書かれている。第十回の定期大会でも同盟の新屋会長からは、労働組合は同一の目標に向かって頑張ろうではないかとの挨拶をいただいた中で、議案書の別の項には「関係修復に向けた会議等の呼びかけには真摯に対応する」との、記載がされているが、こういった議論の前進、あるいは内容があれば聞かせてほしい。

外国人雇用の記載について、人手不足を理由に外国人の雇用を前のめりするのは反対であると記載されているが、今年の春から出入国管理法も成立して外国人技能実習制度の拡大も決まっている。このような制度が出来る中で考え方があったら聞かせてほしい。

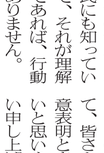

全港湾　佐藤中央委員

東京オリンピック開催について、予想以上の混雑や物流の停滞を我々は危惧している。特にボート競技場は青海埠頭のターミナルやバンプールのすぐ横で行われる。当然、通勤等に影響が出てくることが予想される。東京都と組織委員会は大会輸送影響マップを作製し対策を協議しているよう

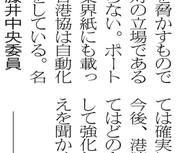

全港湾　彦坂中央委員

港湾の自動化について、雇用や職域を脅かすものであり断固反対の立場であることは変わらない。ポートニ〇三〇や業界紙にも載っていたが、日港協は自動化推進の発言をしている。名

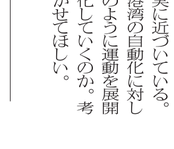

名港労協　藤井中央委員

現在、名古屋港ではナッツというシステムを導入していて、今回、新たにナッツセカンドというシステムを導入することとなっている。

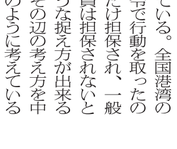

全港湾　樋口中央委員

沖縄で起こった事前協議違反について、玉田書記長から「一任いただきたい」との答弁を受けたが、沖縄だけの問題ではないとの認識のもと、この事前協議問題がどういう問題なのか、島国日本で起こっている問題という事を認識いただいて、まず行動ありきではなく、全国で認識を統一したうえで、あるべき姿を中央

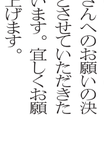

全港湾　鈴木中央委員

港湾年金の受給について、方針に掲げていただけて感謝している。また、現場からも「非常にありがたい」との声もたくさん出ている。

この問題については地元でもしっかりとやって行きたいと思っているし、今春闘の中央港湾団交でも進めていただきたい。

古屋港においても、飛島ターミナルでもRTG遠隔操作が十年前から始まり、更に自動化の枠が広げられようとしているとの話が出ている。港湾の自動化については確実に近づいている。今後、港湾の自動化に対してはどのように運動を展開して強化していくのか。考えを聞かせてほしい。

る。これに関してはゲートで仕事をしている人やターミナルオペレーターの雇用や職域の不安を感じている。名港労協としても、充分注視していくが、こういう話が具体化された場合は、対応等の協力を願いたい。

執行委員会が英断していただくことを切に願う。

組合運動犠牲者救援規定（案）について、関西の生コンの業界で、ストライキをした事について組合員が数多く逮捕されている。

改定案では役員だけが対象となっている。全国港湾の指揮命令で行動を取った役員だけ担保され、一般の組合員は担保されないというような捉え方が出来るので、その辺の考え方を中央はどのように考えているのか定期大会までに再考をしていただけたらと思う。

全港湾　法士中央委員

年末年始例外荷役について、日本海港湾地区でも十二月十八日に年末年始例外荷役について労使確認した。

ただ、日本海では冬の爆弾低気圧や雪、海上の時化がある中で、荷役が捗らないことがある。このような実態や石炭やガス等、工場直結の貨物も抱えている中で、貨物によっては日中荷役が出来ない貨物もある。もう二度、日中荷役の原則を明確に踏まえて引き続きの議論をお願いしたい。

FOC／POCキャンペーンについて、「中央・地区でのFOC／POCキャンペーンの共同行動を取り

全港湾　法士中央委員

糸谷委員長総括答弁

昨日から熱心にご論議いただきまして、誠にありがとうございます。皆さんの意見は要求に反映できる様、執行委員会で検討させていただきます。

ひとつは統一賃金交渉に対する日本港運協会の態度が硬直したままであること。今日までの労働委員会、或いは弁護士・関係者との検討をどういう角度からしても、独禁法に法に当たるという答えは出てきません。

協会と労働組合が手をとり守ってきた経緯がありました。港湾の秩序を守る、働く者の雇用と職域を守り確保するという観点から事前協議制度は認めようという事になっているわけですから、私達は第一の当事者であり、日本港運協会も間に立つ業界の団体として荷主、今回は防衛省ですが、毅然とした態度で抗議をすべきだと思います。それをさせる為には私達が立ち上がらなければなりません。

どういう形が良いかは中央執行委員会に一任させていただきたいと思いますが、ま

全港湾　竹内中央委員

ま私達が広く国民に知らしめなければならない。NETで上っ面だけを知られるのではなく、何の為にこの制度があるのか、何の為に行動を起こすのか広く利用者にも国民にも知っていただいた上で、それが理解されないのであれば、行動に移るしかありません。

一九春闘は、要求前進の為の行動を計画するのはもとより、この二つの問題に対して、どういう規模でどういう行動で行うか、具体的な行動なくして我々のこの二つの課題と要求全体の前進はありえないという事を、皆さんにお願いしたい。

事前協議制度を度々にする様な利用者には毅然とした態度で行動に取り組む。或いはその責任を果たそうとしない詭弁を弄して責任を逃れようとする業界団体には、責任を追及する行動に具体的に取り組む。併せてこの要求の確立の為の行動にも取り組む。三つを併せて組合員の皆様に理解していただきます事を本日参加されている皆さんの方から是非とも伝えていただきたい。その事を申し上げまして、皆さんへのお願いの決意表明とさせていただきたいと思います。宜しくお願い申し上げます。